

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 6 条第 8 項の指定感染症として定められ、法第 15 条に規定する積極的疫学調査を行うことが可能になったところです。

貴職におかれましては、今般の我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえ、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止に向けた対策を強化するため、下記の対応について御協力くださいますようお願いいたします。なお、必要がある場合は、国立感染症研究所感染症疫学センターが調査に協力することが可能であるとともに、また、本件への協力は、症例の学会や学術誌への投稿等研究活動を妨げるものではないことを申し添えます。

記

法第 15 条第 1 項の規定に基づき、管内において新型コロナウイルス感染症として入院した者に関する以下の情報等を収集し、患者退院（死亡退院を含む）後に至急とりまとめの上、以下の送付先に送付すること。保健所等においては、NESID（無い場合は、氏名・性別・生年月日）を記載すること。送付された情報については、厚生労働省において積極的疫学調査の結果としてとりまとめ、公表することを予定。なお、この調査については、最初の 100 から 200 例程度の入院患者について行うことを目標としており、一定の情報が得られた時点で終了とする予定である。

- ・退院サマリーまたは、別添に示す書式
- ・胸部 Xp, CT 画像データ（CD 等で）、血液検査所見
  - \*入院時、増悪時、退院時をおねがいます。
- ・胸部 CT の画像診断報告書

(送付先)  
〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1  
国立感染症研究所感染症疫学センター第二室  
電話：03-5285-1111  
Fax：03-5285-1129  
電子メールアドレス：Case-CoVID19@nih.go.jp